

# 第 3 次 地 域 管 理 経 営 計 画 書

## 第 3 次 国 有 林 野 施 業 実 施 計 画 書

( 揖 保 川 森 林 計 画 区 )

計画期間  $\left( \begin{array}{l} \text{自 平成 2 1 年 4 月 1 日} \\ \text{至 平成 2 6 年 3 月 3 1 日} \end{array} \right)$

近畿中国森林管理局

## 策 定 担 当 者

計 画 課 長	山 口 輝 文	
流 域 管 理 指 導 官	前 田 三 文	
計 画 課 課 長 補 佐	波 多 野 宗 正	
森 林 施 業 調 整 官	柴 田 隆 文	
経 営 企 画 係 長	植 田 修 司	
経 営 計 画 第 三 係 長	高 井 和 巳	

# 第3次地域管理経営計画書

# 目 次

はじめに	1
1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	1
(1) 国有林野の管理経営の基本方針	1
(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項	3
(3) 流域管理システムの推進に必要な事項	5
(4) 主要事業の実施に関する事項	6
(5) その他必要な事項	8
2 国有林野の維持及び保存に関する事項	9
(1) 巡視に関する事項	9
(2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項	9
(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項	10
(4) その他必要な事項	11
3 林産物の供給に関する事項	12
(1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項	12
(2) その他必要な事項	12
4 国有林野の活用に関する事項	13
(1) 国有林野の活用の推進方針	13
(2) 国有林野の活用の具体的手法	14
(3) その他必要な事項	14
5 国民の参加による森林の整備に関する事項	14
(1) 国民参加の森林に関する事項	14
(2) 分収林に関する事項	15
(3) その他必要な事項	15
6 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項	16
(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項	16
(2) 地域の振興に関する事項	16
(3) その他必要な事項	17

## はじめに

国有林野事業は、将来にわたってその使命を十全に果たしていくため、国有林野を名実ともに「国民の森林」とするとの考え方の下に平成10年度から抜本的な改革を集中的に推進してきたところであり、管理経営の方針を林産物の供給に重点を置いたものから公益的機能の維持増進を旨とするものに転換し、国有林野の適切かつ効率的な管理経営を進めていくための基礎を築いてきたところである。

また、平成17年2月に発効した京都議定書の削減目標達成のための「地球温暖化防止森林吸収源10ヶ年対策」や平成18年9月に策定された「森林・林業基本計画」の目標達成に必要な森林整備等が重要な課題となっている。

本計画は「国有林野の管理経営に関する法律」に基づいて、あらかじめ国民の意見を聴いた上で、国有林野の管理経営に関する基本的な事項、維持及び保存に関する事項、国民参加による森林の整備に関する事項等を明らかにしたものであり、平成21年4月1日から平成26年3月31日までを計画期間とする計画である。

今後、この計画に基づいて国民各層の理解と協力を得ながら、揖保川森林計画区における国有林野の管理経営を行う。

## 1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

当森林管理局管内の国有林野は、奥地脊梁地帯から中山間、都市近郊に広く分布しており、それぞれの国有林野のおかれた自然的・社会経済的特性を反映し、多様な機能を発揮してきた。

一方、森林に対する国民の要請は、国土の保全や水源のかん養に加え、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等、公益的機能の発揮に重点を置きつつさらに多様化している。

このような中、国有林野事業としては、林産物の供給や地域振興への寄与にも配慮しつつ、開かれた「国民の森林」実現に向けた取組を本格的に推進していくため、以下の事項を基本として国有林野の持続的な管理経営に努める。

### (1) 国有林野の管理経営の基本方針

#### ア 対象とする国有林野

本計画の対象は、揖保川森林計画区の国有林野14,681haであり、兵庫県西部の主に中国山地脊梁部を中心に所在し、瀬戸内海沿岸部にも散在している。

国有林野は、森林面積の8%で面積的に占める割合は低いものの、水源かん養保安林が85%を占めるなど水源地域として重要な役割を担っている。

また、瀬戸内海沿岸部の都市近郊に所在する国有林野は、都市住民の保健休養の場としても重要な役割を果たしており、さらに、北西部の国有林野は大部分が氷ノ山後山那岐山国定公園、音水ちくさ県立自然公園及び雪彦峰山県立自然公園に含まれ、豊かな森林景観など豊富な観光資源に恵まれていることから、登山や自然を探訪するなど森林を利用したレクリエーション・保健休養の場として多くの人々に利用されている。

一方、本計画区は地域の産業として林業が盛んであり、適地においては木材生産機能の発揮が望まれている。

## イ 取扱いの基本的な考え方

国有林野の管理経営に当たっては、森林の持つ多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、国有林の地域別の森林計画に定める公益的機能別施業森林の区域との整合を図りつつ、個々の国有林野を重点的に発揮させるべき機能によって類型化し、それぞれの機能区分ごとに適切な管理経営を行うこととし、森林の取扱いについては、公益林を中心に、林木だけでなく下層植生や動物相、表土の保全等森林生態系全般に着目して公益的機能の向上に配慮する。

具体的には、伐採林齢の長期化、林齢や樹種の異なる複層状態の森林の整備、小面積・モザイク的配置に留意した施業、針葉樹と広葉樹の混交を促進する施業を行うなど、災害に強い国土基盤の形成や良質な水の安定的供給の確保とともに、併せて、自然再生、生物多様性の保全、二酸化炭素の吸収・固定源としての機能の発揮、国民と森林とのふれあいの場の提供、森林景観の保全等の観点を重視した管理経営を計画的かつ効率的に推進する。

このため、国有林を、

- ・土砂流出・崩壊の防備、水源のかん養等安全で快適な国民生活の確保を第一の目的として管理経営すべき森林は「水土保持林」
- ・原生的な森林生態系等貴重な自然環境の保全、国民と自然とのふれあいの場としての利用を図ることを第一の目的として管理経営すべき森林は「森林と人との共生林」
- ・環境に対する負荷が少ない素材である木材の効率的な生産を行うことを第一の目的として管理経営すべき森林は「資源の循環利用林」

の3つの機能類型に区分し、それぞれの目的に応じた管理経営を行う。

当計画区の機能類型別面積については以下のとおりであり、下流都市部の水源や、保健休養の場となる森林など、当計画区における森林の立地特性から、「水土保持林」及び「森林と人との共生林」が97%を占める。

なお、本計画においては、水源かん養機能や山地災害防止機能をさらに高めるため河原山国有林他で保安林の指定が行われたことを踏まえ、機能類型の見直しを行った。

### 機能類型別の森林の面積

(単位 面積：ha、比率：%)

区 分	水土保持林	森林と人との共生林	資源の循環利用林	合 計
面 積	11,379	2,859	443	14,681
比 率	78	19	3	100

また、本計画においては、平成18年9月に策定された新たな「森林・林業基本計画」を踏まえ、50年サイクルの森林づくりだけでなく、地域の特色やニーズに応じ、資源を利用しながら広葉樹林化や長伐期化等の多様な森林づくりを本格的に推進し、「100年先を見通した森林づくり」を目指す。

具体的には、

- ① 公益的機能を重視した森林づくり
- ② 間伐の的確な実施による健全で多様な森林づくり
- ③ 優れた自然環境を有する森林づくり
- ④ 森林病虫害等に強い健全な森林づくり
- ⑤ 木の文化を支える森林づくり
- ⑥ 国民参加の森林づくり
- ⑦ 森林環境教育のための森林づくり
- ⑧ 新しい作業システムや技術を普及するための森林づくり

等に取り組む。

## (2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

森林の持つ多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、機能類型に応じた国有林野の管理経営を推進する。

### ア 「水土保持林」に関する事項

「水土保持林」においては、山地災害防止機能、水源かん養機能等の水土保持に必要な森林の健全性の維持増進を図るため、樹根や表土の保全、下層植生の発達に期待される複層林の造成、伐期の長期化、針広混交林への誘導の推進を図るほか、適切な造林、保育、間伐を計画的に実施するとともに、治山施設の計画的な配置に努める。

「水土保持林」は国土保全タイプと水源かん養タイプの2つに分けて取り扱う。

#### (ア) 国土保全タイプ

山地災害の恐れのある森林、気象害等による居住・産業活動に対する環境悪化を防備する働きが期待される森林等を対象として、

- ① 根系が深くかつ広く発達し、下層植生を含む複数の層を有する多様な樹種で構成される森林
- ② 気象害等に対して抵抗性の強い樹種で構成される森林
- ③ 必要に応じて土砂流出、崩壊を防止する治山施設が整備されている森林

に誘導することを目標とする。

森林の整備に当たっては、保全対象と当該森林の位置関係、地質や地形等の地況、森林現況等を踏まえ、適切な間伐等の推進を図り、健全な林分の育成に努める。

なお、具体的な施業方法については、別紙「管理経営の指針」による。

#### (イ) 水源かん養タイプ

揖保川の水源地帯等、水源かん養機能の維持向上が重要な国有林野を対象として、洪水緩和、渇水緩和、水質保全等水源かん養機能を発揮させるため、団粒構造がよく発達した粗孔隙に富む土壌を有しており、深根性・浅根性等の様々な樹種・樹齢の樹木がバランスよく配置された下層植生の豊かな森林であり、林木の成長が旺盛な高蓄積な森林を目標とする。

森林の整備に当たっては、適切な管理経営に努め、浸透保水能力の高い森林土壌の維持及び根系、下層植生の良好な発達が確立されるよう適切な間伐、人工林における複層林や針広混交林への誘導等を目的とした育成複層林施業及び長伐期施業の推進を図り、健全な

林分の育成に努める。

なお、具体的な施業方法については、別紙「管理経営の指針」による。

「水土保持林」の面積の内訳

(単位：ha)

区 分	国土保全タイプ	水源かん養タイプ	計
面 積	1,062	10,317	11,379

本計画においては、保安林の指定が行われたこと等を踏まえ、森林と人との共生林空間利用タイプから水土保持林国土保全タイプへ約300haの見直しを行った。

#### イ 「森林と人との共生林」に関する事項

「森林と人との共生林」においては、地域の自然環境を代表する森林や貴重な動植物の生息・生育地の保存のために設定した保護林等の適切な保全管理に努める。

また、レクリエーションの森をはじめ、登山、自然観察、スキー等保健文化機能を増進させる必要のある森林については、多様な樹種・林相からなる森林の維持・造成に努めるとともに、地元自治体等との連携・協力や民間の活力を活かした施設の整備、森林を利用した諸活動のフィールドとしての提供を図るなど適正な利用を推進する。

「森林と人との共生林」については、自然維持タイプと森林空間利用タイプの2つに分けて取り扱う。

##### (ア) 自然維持タイプ

原生的な森林生態系等学術的に貴重な、あるいは地域を代表する自然環境を形成する国有林野を対象とし、原則として自然の推移に委ねることとして、野生動植物の生息・生育環境の保全等に配慮した管理経営を行う。

また、現状の登山道については、周辺の植生に影響を及ぼさないために、適切な利用が行われるよう関係者等と連携しながら指導等を行う。

原生的な森林生態系からなる森林や学術的に貴重な野生動植物の生育・生息に資するために必要な森林、遺伝資源保存に必要な森林等は引き続き、保護林として設定する。

なお、具体的な取り扱いについては、別紙「管理経営の指針」による。

##### (イ) 森林空間利用タイプ

景観の維持が重要な森林や都市近郊林等国民の保健・文化・教育的利用の場として期待の大きい国有林野を対象として、

① 多様な樹種で構成され、周辺の景観等と一体となった自然美を有する森林

② 必要に応じて、保健・文化・教育活動に適した施設が整備されている森林

に誘導することを目標として、それぞれの国有林野の現況や利用の形態に応じて管理経営に努める。

具体的には、育成複層林施業の積極的な導入により針広混交林の造成を図るなど、景観

の向上に配慮した施業を推進することとし、遊歩道等の施設については必要に応じて整備を行う。

また、国民の保健・文化的利用に供するための施設又は森林の整備を積極的に行うことが適当と認められる国有林野をレクリエーションの森として選定しており、広く国民に開かれた利用に供する。

なお、具体的な施業方法については、別紙「管理経営の指針」による。

「森林と人との共生林」の面積の内訳

(単位：ha)

区 分	自然維持タイプ <sup>°</sup>	うち、保護林	森林空間利用タイプ <sup>°</sup>	うち、レクリエーションの森	計
面 積	663	427	2,196	1,407	2,859

本計画においては、レクリエーションの森の区域の見直しや、保安林の指定が行われたことを踏まえ、森林空間利用タイプから水土保持林国土保全タイプへ約300haの変更を行った。

#### ウ 「資源の循環利用林」に関する事項

「資源の循環利用林」においては、森林の健全性を確保し、木材の需要の動向、地域の森林構成等を考慮の上、多様化する木材需要に応じた林木を育成するための適切な更新、保育及び間伐等を推進することにより木材資源の充実を図る。

具体的には、分収林契約等を行っている国有林野を対象として、

- ① 林木の成長が旺盛で、その形質の良好な森林
- ② 必要に応じて林業生産基盤が整備されている森林

に誘導することを目標として、渇水緩和や土砂崩壊防止等の公益的機能の維持増進や、二酸化炭素の吸収・固定機能の高度発揮にも配慮しつつ、効率的な木材生産を行うよう努める。

なお、具体的な施業方法については、別紙「管理経営の指針」による。

「資源の循環利用林」の面積の内訳

(単位：ha)

区 分	林業生産活動の対象	その他の産業活動の対象	計
面 積	443	—	443

### (3) 流域管理システムの推進に必要な事項

森林の整備等を着実かつ適切に進めていくためには、流域（森林計画区）を単位として、民有林と国有林が連携して森林整備等を行う流域管理システムの下で、流域の課題やニーズの確かな把握、森林計画等の策定のための意見調整、林業事業者の育成等について民有林関係者等と連携して推進することが重要である。

このため、森林計画の策定及び同計画に基づく各種事業の実施に当たっては、流域森林・林

業活性化協議会等の場を通じて、民有林関係者等との連携を強化するとともに、流域管理システムの推進に向けて「流域管理推進アクションプログラム」※等の着実な実施に取り組む  
具体的には、

- ① 伐採予定等の管理経営に関する情報の提供やシステム販売を含めた素材の安定供給体制の整備による計画的な木材供給の推進
- ② 民有林と連携した素材の安定供給を図るための共同施業団地の設定、野生鳥獣との共生のための森林づくりや低コスト林業などの新たな要請に対応するための森林整備による生産目標、森林施業等の共通化
- ③ 緑の雇用担い手対策の研修フィールドの提供、路網と高性能林業機械を組合せた低コスト路網生産システムの技術習得のためのフィールドの提供や計画的な事業の発注等による林業事業体の育成
- ④ 低コスト路網生産システムや針広混交林への誘導等に関する施業検討会の開催による林業技術の普及・啓発
- ⑤ 森林整備協定に基づく施業共同団地内の路網整備や低コスト路網の普及啓発のためのモデル林の設置や検討会の開催による効率的な路網の整備
- ⑥ 教育機関、地元ボランティア、森林インストラクター等と連携した森林環境教育等の実施による上下流の連携強化のための下流住民等に対する情報や林業体験活動の場の提供等を推進するとともに地方自治体等と森林整備等を推進するための協定の締結を推進するなど、県・市町村との連絡調整を一層推進する。

なお、本計画においては、低コスト路網生産システムの導入により、森林吸収目標に必要な間伐を的確に実施し、木材を安定的に供給していくため、民有林との共同施業団地の設定に積極的に取り組んでいく。

※「流域管理推進アクションプログラム」

流域管理システムの一層の推進を図るため、国有林野事業が流域ごとに先導的・積極的に取り組む3カ年の行動計画として平成13年度から作成。

#### (4) 主要事業の実施に関する事項

##### ア 基本的な考え方

森林の整備に当たっては、各タイプ毎に目標とする森林への誘導に必要な森林施業を的確に実施していく。

主伐については、今後、高齢級のすぎ、ヒノキ人工林が急増すること等を踏まえ、公益的機能との調和に配慮し、木材等資源の効率的な循環利用を考慮して、主伐時期の多様化及び長期化を図る。

更新については、近年、ニホンジカ等による造林木への被害が拡大していることから、必要に応じて、防護柵の設置などの被害対策を的確に実施し、確実な更新を図る。

間伐や保育については、健全な森林の育成による二酸化炭素の吸収目標の達成及び多様な森林への誘導を図るため、森林施業の効率化・低コスト化を推進するための技術の普及及び定着に留意しながら、的確に実施する。

林道等の路網については、林産物の搬出、森林の育成のみではなく、適切な保全管理等を効率的に行うために必要であり、森林の公益的機能が高度に発揮されるよう施業方法に応じた計画的に整備する。

#### イ 主要事業の総量

本計画期間において、機能類型区分に応じた施業管理を行うために必要な伐採、更新、保育、林道の事業総量は以下のとおりである。

##### (ア) 伐採総量

(単位：m<sup>3</sup>、ha)

区 分	タイプ別	主 伐	間 伐	計
水 土 保 全 林	国土保全タイプ	—	(66) 6,388	6,388
	水源かん養タイプ	13,375	(2,954) 297,854	311,229
森林と人との共生林	自然維持タイプ	—	( 4) 255	255
	森林空間利用タイプ	—	(159) 14,760	14,760
資源の循環利用林		13,840	(39) 3,625	17,465
計		27,215	(3,222) 322,882	[ 10,000] 350,097

注: 1 ( ) は、間伐面積である。

2 [ ] は、搬出等に伴う支障木、松くい虫の被害木等の伐採箇所があらかじめ特定できない臨時的な伐採量で外書。

##### (イ) 更新総量

(単位：ha)

区 分	タイプ別	人工造林	天然更新	計
水 土 保 全 林	国土保全タイプ	—	—	—
	水源かん養タイプ	92	—	92
森林と人との共生林	自然維持タイプ	—	—	—
	森林空間利用タイプ	0	—	0
資源の循環利用林		41	—	41
計		133		133

## (ウ) 保育総量

(単位：ha)

区 分	タイプ別	下 刈	除 伐	枝 打
水 土 保 全 林	国 土 保 全 型	4	10	—
	水 源 かん 養 型	633	376	—
森 林 と 人 と の 共 生 林	自 然 維 持 型	—	—	—
	森 林 空 間 利 用 型	11	—	—
資 源 の 循 環 利 用 林		121	—	—
計		769	386	—

## (エ) 林道開設及び改良総量

(単位：m)

区 分	タ イ プ 別	開 設		改 良	
		路 線 数	延 長	箇 所 数	延 長
水 土 保 全 林	国 土 保 全 型	—	—	—	—
	水 源 かん 養 型	5	4,600	15	1,700
森 林 と 人 と の 共 生 林	自 然 維 持 型	—	—	2	500
	森 林 空 間 利 用 型	—	—	—	—
資 源 の 循 環 利 用 林		—	—	—	—
計		5	4,600	17	2,200

## ウ 事業実行上の留意事項

主要事業の実施に当たっては、労働災害がなく健康で明るく働けるよう、労働安全衛生の確保に努める。

また、林業事業者への計画的な事業の発注、林業技術の普及、他産業と均衡のとれた労働条件の維持向上等へ配慮し、その育成・強化を図る。

なお、事業実行に当たっては、効率的な事業実施に努めるとともに、国土保全、自然環境の保全に十分配慮する。

## (5) その他必要な事項

治山事業については、「森林整備保全事業計画」に基づき、民有林治山事業との有機的連携の下に、自然環境の保全に配慮した計画的な実施に努める。

また、大規模な山地災害発生時には、専門技術を有した職員の現地への派遣に加え、国有林

防災ボランティアの協力も得つつ、迅速な災害対策、二次災害防止対策を講じる。

本計画期間では、災害に強い安全な国土づくり、「緑のダム」として水源かん養機能の強化、安全で良好な生活環境の保全、形成に対処するため、保全施設及び保安林の整備を計画する。

## 2 国有林野の維持及び保存に関する事項

### (1) 巡視に関する事項

国有林野の森林保全管理のため、森林巡視、山火事の防止、森林病虫害や鳥獣被害の把握、廃棄物の不法投棄への対応、保安林の適切な管理等に努める。

特に自然環境の保全に留意が必要な箇所については、その啓発のための標識を設置する等によりその周知に努める。

また、森林の保全管理に当たっては、地元住民、地方自治体、ボランティア等との協力・連携を図るとともに、入林者への山火事や不法投棄の防止意識の啓発等に努める。

#### ア 林野火災防止等の森林保全巡視

本計画区には、氷ノ山後山那岐山国定公園等の自然公園及び風致探勝林等のレクリエーションの森があり、観光及びレクリエーションのための入林者が多く見られる。特に、春季と秋季の乾燥期には利用者の増加と相まり山火事の発生の危険性が增大する。また、近年廃棄物の不法投棄が増加している。

このため、地元市町村、消防団及び地元住民等との連携を密にして、山火事防止、廃棄物の不法投棄防止の宣伝、啓発活動を行い、国民共通の財産であるとともに地域の人達の生活空間としての役割を持つ国有林野の森林保全巡視を強化し、山火事防止・廃棄物の不法投棄防止・貴重な動植物の保護等森林の保全管理に努める。

#### イ 境界の保全管理

国有林野を管理経営していく上で、境界の保全管理は重要であることから、境界標識類の巡検及び境界の巡視等を行い、境界標類及び境界線が不明とならないように努めるとともに、必要に応じ境界見出標等を設置するなど境界の適切な保全を図る。

#### ウ 入林者マナーの啓発・普及

近年、国有林への入林者は、登山、トレッキングや森林との積極的なふれあいを志向して年々増加傾向にある。このことに伴い、ゴミの投げ捨てや踏み荒らし等が大きな問題となっていることから、地元自治体、観光協会、登山愛好者等のボランティアグループとの連携を図りつつ、森林に入る場合のマナーの普及・啓発に努め、ゴミの持ち帰りを通じて、自然を守ろうとする意識の醸成を図る。

### (2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項

森林病虫害による森林被害については、周辺民有林と連携を密にして、被害の未然防止、早期発見及び早期防除に努める。特に松くい虫については、近年その被害量は横ばい状況ではあ

るものの、依然として被害が発生していることから被害木の伐倒駆除等防除対策を重点的に実施するとともに、被害抑制のための健全な松林の整備を行う。

また、被害状況等に応じ、被害跡地の復旧及び抵抗性マツ又は他の樹種への計画的な転換の推進を図る。

なお、実施に当たっては、自然環境の保全に十分留意するとともに地元自治体、地元住民等との連携を図り、関係者が一体となった被害のまん延防止対策の実施に努める。

### (3) 特に保護を図るべき森林に関する事項

#### ア 保護林

保護林は、動植物の生息又は生育状況、地域の要請等を勘案して、原生的な森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、施業及び管理技術の発展等に特に資することを目的として管理を行うことが適当と認められる国有林野を選定しており、その目的に応じて、森林生態系保護地域、森林生物遺伝資源保存林、林木遺伝資源保存林、植物群落保護林、特定動物生息地保護林、特定地理等保護林及び郷土の森に区分している。

当計画区には、林木遺伝資源保存林等を設定しており、モニタリング調査を通じた適切な保護管理に努めるとともに、大学や研究機関へ学術研究のフィールドとして提供するなど、積極的な情報提供に努める。

また、入林者の影響等による植生の荒廃の防止、回復のための措置が必要な箇所については、地域の関係者等と利用ルールの確立等について協議し、適切に対処する。

立ち入りが可能な区域においては、学習の場等として多くの国民が利用できるよう歩道の整備に努めるほか森林生態系に関する知識の普及啓発に努める。

さらに、国民の意見を反映した保護林のあり方やその保護管理について、それぞれの保護林の状況を踏まえ、NPO等の協力を得ながら幅広く検討し、適切な取組を進めるとともに、環境行政との緊密な連携に努める。

#### 保護林の一覧

(単位：ha)		
種 類	名 称	面 積
林木遺伝資源保存林 植物群落保護林	音 水(2箇所)	58
	音水溪谷イヌブナ 氷ノ山・三の丸ブナ	369
総 数	4 箇 所	427

#### イ 生物多様性の確保に配慮した森林の保全

国民の森林に対する期待は、国土保全、水源かん養、林産物の供給などの各機能はもとより、近年においては、生物の多様性に関する条約など、重要な生態系としての森林という認識が高まりつつある。これらの状況も踏まえ、国有林の身近な池沼・沢敷・湧出地・草生地・懸崖地などを取り巻く森林においても、多様な生物の生息が可能となる区域と位置づけ、その保全に努める。

#### ウ 緑の回廊

個々の保護林等を連結して、野生動植物の生息・生育地の拡大と相互交流を可能とし、より効果的に森林生態系の保護・保全を図るため設定する。

揖保川森林計画区の「音水林木遺伝資源保存林」、「氷ノ山・三の丸ブナ植物群落保護林」や円山川森林計画区、千代川森林計画区の保護林等を連結する。

また、野生鳥獣との共生を目指した取組が行われている民有林等も接続する。

なお、設定方針は別添資料による。

名 称	延長 (km)	面積 (ha)
東中国山地緑の回廊	22 [42]	1,522

(注)[ ]の数値は回廊全体の延長を表す。

#### (4) その他必要な事項

##### ア 巨樹・巨木の保護に関する事項

近年、巨樹・巨木について、多くの関心が高まっていることから、国民による自主的な保全活動の推進も含め、その適切な保護管理に努める。

##### イ ニホンジカ等の被害に関する事項

近年、ニホンジカ等による造林木への被害が拡大していることから、森林被害のモニタリングを行うとともに、これらの被害が予想される箇所については、防護柵の設置等により被害の防止に努める。また、「兵庫県シカ保護管理計画」等に基づき実施される個体数の調整について協力するとともに、今後とも、県、市町村と協議会等を通じて被害対策を検討する。

##### ウ 希少猛禽類等の生息に関する事項

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年6月5日法律第75号)において指定されている森林性猛禽類の生息には、生息・営巣環境及び餌動物の生息環境が大きく影響する。このため、オオタカ、クマタカ等大型猛禽類の生息地等の具体的な情報を収集するなどにより、生息地の把握に努めるとともに、学識経験者等との情報交換等を緊密に行っていく中で、森林性猛禽類との共存を目指した森林づくりを検討する。

また、地域個体群となっているツキノワグマについても、同様の取組を行っていく。

##### エ その他

地域住民、ボランティア、NPO等とも連携を図りながら、生物多様性保全の視点も踏まえつつ、希少種の保護や移入種の侵入防止等に努める。

### 3 林産物の供給に関する事項

#### (1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

##### ア 木材の供給

- (ア) 多様な森林資源を有している国有林野の特性を活かし、民有林からの供給が期待しにくい、世界文化遺産等歴史的木造建築物の修復用資材である大径材や檜皮（ひわだ）等の供給に努める。
- (イ) 木材の供給にあたっては、列状間伐、路網、高性能林業機械の3つを組み合わせた低コスト路網生産システムによる間伐を推進し、多様で健全な森林整備を通じて生産される木材の計画的な供給に努める。
- (ウ) 流域管理システムの推進の観点から、民有林と連携して、間伐材の生産性向上を図るとともに、需要者のニーズに対応した国産材の安定供給体制の整備を推進する。

##### イ 木材の販売

- (ア) 木材の供給に当たっては、民有林関係者、建築関係者、消費者ニーズの的確な把握に努め、需要動向を見極めつつ対応する。
- (イ) 間伐により搬出される材については、「国有林材の安定供給システム販売」により、需要、販路の拡大を図るとともに、木材の生産・加工の担い手の育成整備、民有林・国有林一体となったロットの拡大等に取り組み、地域の木材産業の振興を図る。

#### (2) その他必要な事項

木材の利用促進を図るため以下の取組を推進する。

- ア 「地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策」※等に基づき、森林・林業関係者等との連携の下に、国産材のPR活動等を通じて公共施設等の木造化、内装材木質化の推進、間伐材の森林土木事業への活用及び木質バイオマス利用等、木材利用の推進に取り組む。また、地球温暖化防止に資する木材の建築資材等としての長期間の利用や、一度利用した木材の再利用、他の資源の代替利用等の促進を図る。

※「地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策」

京都議定書目標達成計画に基づき、我が国の森林による二酸化炭素吸収を高めることを目的に、平成14年12月に農林水産省が策定(平成17年9月一部改正)した10年間の対策。森林整備・保全や木材利用の推進、森林吸収量の報告・検証体制の強化等を明記。

- イ 「農林水産省木材利用拡大行動計画」※等に基づき、庁舎等の新改築に当たっては、木造化、内装木質化を推進するとともに、治山事業等における森林土木事業に当たっては、木材の特質を考慮しつつ緑化基礎工、法面保護工等に間伐材等を積極的に利用するなど、自ら木材の利用促進に取り組む。

※「農林水産省木材利用拡大行動計画」

環境に優しく、再生産可能な自然素材である木材の利用は、森林のもつ多面的機能の発揮を通じて地球温暖化の防止や資源循環型社会の形成にも貢献することから、農林水産省は、治山・林道事業等における間伐材

等の木材の積極的利用を推進する行動計画を平成15年8月に策定。

ウ 地方公共団体等関係機関との間で間伐材等木材需給についての情報交換を進めるなど林業・木材産業関係者と連携し多様な分野への木材利用が行われるよう供給体制を整備するとともに、地域住民に対する木材利用の必要性についての積極的な啓発に努める。

#### 4 国有林野の活用に関する事項

##### (1) 国有林野の活用の推進方針

ア 国有林野の活用の適切な推進

国有林野の活用にあたっては、その所在する地域の社会的・経済的状況、住民の意向等を考慮しつつ、

- ① 地域における産業の振興、住民の福祉の向上等に資すること
- ② 事業遂行上不要となった土地の売り払いを推進することを基本として取り組む。

イ 保健・文化・教育的な活動への利用の推進

森林とのふれあいを通じた豊かな国民生活の実現に資するため、国有林野のうち、自然環境が優れ、森林浴や自然観察、野外スポーツ等に適したものと及び快適な生活環境を保全・形成する上で重要な役割を果たしている「森林と人との共生林」のうち、国民の保健・文化・教育的利用に積極的に供することが適当と認められる国有林野を「レクリエーションの森」として選定し、広く国民に開かれた利用に供する。

この場合、森林とのふれあいに対して多様化、高度化する国民の要請を踏まえ、幼児、青少年から高齢者までの国民各層が四季折々の自然の美しさや心身の安らぎを享受するとともに、精神的な豊かさを養うことができるような場を提供していくとの観点から、「レクリエーションの森」リフレッシュ対策により、「レクリエーションの森」を魅力あるフィールドとして整備し、その活用を推進していく。その実施にあたっては、利用の動向及び見通し、整備の実現可能性、地域関係者の意向・協力体制等を総合的に検討の上、「レクリエーションの森」の設定を見直すとともに、民間活力を活かした施設整備等の推進及び地元自治体を核とした管理運営協議会の活用等やボランティア・企業等による資金や人的な支援を誘導するサポーター制度による整備・管理を支える仕組みの充実等に努める。

本計画区には氷ノ山後山那岐山国定公園等の一部となっている国有林野や、都市近郊林が多いことから、レクリエーションの森を設定しハイキングやレクリエーションの場として多くの人々に利用されている。これらのレクリエーションの森を主たる対象として、自然環境保全などへ配慮しつつ、地元市町村が進める地域振興との調整を図りながら保健、文化、教育的な活動への利用を推進する。

本計画においては、「レクリエーションの森リフレッシュ対策」として台山園地の区域の縮小を行うとともに、それ以外のレクリエーションの森については、民間活力を活用しながら、利用者ニーズに即した施設整備や森林景観対策など質的向上を目指した整備を推進する。

なお、活用にあたっては、国土の保全、自然環境の保全等公益的機能との調和を図る。

※「レクリエーションの森リフレッシュ対策」

「レクリエーションの森」を利用者ニーズに即した魅力あるフィールドとして提供するために、設定の見直しを含む整備・活用のあり方等を検討し、質的向上を目指す。

レクリエーションの森の一覧

(単位：ha)

種 類	名 称	面 積
自然観察教育林	鶏籠山、赤西、坂ノ谷	387
森林スポーツ林	札楽山	223
野外スポーツ地域	滝谷・大成山	599
風景林	増位山、広峰山、坂ノ谷	137
風致探勝林	不動滝	54
その他	台山園地	7
総 数	11箇所	1,407

## (2) 国有林野の活用の具体的手法

本地域における主な活用の目的とその手法は以下のとおりである。

- ① 道路（ダム、公園）等の公共用地 — 売払等
- ② 国民の保健・文化・教育的利用に係る施設の整備等 — 貸付等
- ③ 国民参加の森（法人の森林等） — 分収林契約等

## (3) その他必要な事項

国有林野の活用にあたっては、豊かな自然環境を守り、森林の持つ公益的機能との調和を図り、併せて当該地域の市町村等が進める地域づくり構想や、土地利用に関する計画等との必要な調整を行ったうえで推進を図る。

## 5 国民の参加による森林の整備に関する事項

### (1) 国民参加の森林に関する事項

ア 森林の整備・保全等への国民参加の推進

自主的な森林整備等へのフィールドの提供や必要な技術指導を行うなど、国有林の積極的な利用を推進することとし、ボランティア、NPO等による自主的な森林づくり活動を支援するための「ふれあいの森」の設定、地域の歴史的木造建造物や伝統文化の継承等に貢献するための「木の文化を支える森づくり」の推進、ボランティア等との連携による希少種の保護等生物多様性の保全や自然再生に加えて森林整備や保全活動の要請に対応したNPO等と森林管理局との協定の締結等、多様な取組を進める。

#### イ 自主的な森林整備等へのフィールドの提供

近年、森林に対する関心が高まり、ボランティア活動等を通じて一般市民が森林づくりに参加する取組が増加している。このような取組は森林整備への貢献に加え、森林や林業に対する理解の増進を図る上で重要である。

このため、NPO等が行う自主的な森林整備等へのフィールドの提供として、鶏籠山国有林において、より一層、森林・林業に関する理解を深めるために保育等の自主的な森林整備活動を行う「ふれあいの森」を引き続き設定する。

#### ふれあいの森一覧

名 称	面積 (ha)	位 置 (林小班)
鶏籠山ふれあいの森	52	鶏籠山574に～へ、か～ら1、く

#### ウ 木の文化を支える森林づくり

世界文化遺産（国宝・重要文化財）等に指定されている歴史的木造建造物の維持・修繕のための資材（檜皮、大径材等）を持続的に供給するため、関係者との情報交換を通じて、木の文化を支える森林づくりのための取組を積極的に行う。

#### エ 里山整備の推進

平成14年11月美しい里山懇談会（座長：丸山宏名城大学農学部教授）から近畿中国森林管理局長に報告された「21世紀美しい里山づくりの提言」を踏まえ、地域住民、ボランティア、研究者、関係行政機関等と協力・連携し里山整備の推進に努める。

### (2) 分収林に関する事項

緑資源の確保に対する国民的な要請が高まっている中で、社会貢献活動としての森林づくりに自ら参加・協力したいという国民や企業等の要請に応えるため、分収林制度を活用した下流住民等による水源林の造成や企業等による社会・環境貢献活動としての「法人の森」等の設定を行い森林整備を推進する。

当計画区においては、4箇所、約13haの「法人の森林」を設定している。

### (3) その他必要な事項

#### ア 森林環境教育の推進

学校、自治体、企業、ボランティア、NPO、地域の森林所有者や森林組合等の民有林関係者等多様な主体と連携しつつ森林環境教育の推進を図ることとし、学校等が国有林野で体験活動等を実施するための「遊々の森」や学校分収造林の活用、森林管理署の主催による林業体験や森林教室等の体験活動、森林の有する多面的機能に関する普及啓発の実施、指導者

の派遣や紹介、森林環境教育に適したフィールドの情報提供等の取組を推進する。また、教職員やボランティアのリーダー等に対する普及啓発や技術指導等、森林環境教育のプログラムや教材の提供等、波及効果が期待される取組を積極的に推進するとともに、農山漁村における体験活動とも連携した取組にも努める。

#### イ 緑づくり支援窓口の活性化

森林環境教育のためのプログラムや教材の提供、指導者の派遣や紹介等、森林管理局、森林管理署に設置した森林環境教育の実施に関する相談窓口の活性化に努める。

## 6 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

### (1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

#### ア 林業技術の開発

森林の公益的機能に対する国民の要請に対応し、機能類型に応じた森林の保全、整備、利用を着実に図るため、新たな技術開発目標に基づき、森林技術センターを拠点として取り組む各種技術開発及び森林管理署等に設定されている各種試験地等における技術開発を計画的に推進する。

さらに、民有林との技術交流の一環として林業普及指導員等とも連携を深めながら林業技術の向上に取り組む。

#### イ 林業技術の普及

これまで造成してきたスギ・ヒノキ人工林を今後、多様な姿の森林へ誘導するに当たっては、低コスト路網生産システムを開発・導入することとし、国有林野事業の中で開発・改良された技術の普及を行う。なお、普及に当たっては、森林管理局、森林管理署に設置した「緑づくり支援窓口」の機能の充実を図り、情報提供を積極的に行うとともに国民からの問い合わせに対して的確に対応する。

また、施業指標林、試験地等の展示等をつうじて地域の林業関係者に対し、列状間伐などの新たな森林施業についての普及・啓発を図るとともに民有林行政、試験研究機関等との連携を密接に取りながら、必要に応じて試験研究、技術普及のためフィールドの提供等を行う。

さらに、機能類型ごとに設定した施業モデル林の活用を推進し、国有林が公益的機能の発揮をより重視した管理経営を行っていくことを国民にわかりやすくPRする。

### (2) 地域の振興に関する事項

地域振興への寄与は国有林野事業の重要な使命である。このため、国有林野の立地特性を踏まえつつ、日頃から、地元自治体等への国有林野内の森林の有効活用や未利用資源に関する情報の提供、地域づくりへの積極的な参画、相談受付体制の充実など地元自治体等との連携強化に努めるなど地域との意思疎通を十分に図り、地域における国土保全、水源かん養、自然景観の保全等の森林の持つ公益的機能の発揮、保健・文化・教育的利用の推進、国有林野の利活用、地域の伝統産業の育成にも資する森林の整備や林産物の販売等を通じて、地域産業の振興、住

民の福祉に寄与するよう努める。

### (3) その他必要な事項

#### ア 文化財保全への貢献

我が国の「木の文化」の象徴である伝統的木造建造物を将来にわたって健全に維持・継承していくことは、極めて重要である。

このため、国宝・重要文化財等に指定されている木造建造物等の維持・修繕のための資材（檜皮及び建築材料）を持続的に供給する「檜皮採取対象林」及び「文化財継承林」を設定し、供給のための体制整備を推進する。

#### イ 資源循環型社会への対応

持続生産可能な森林バイオマス資源をさらに有効に活用するために、民有林行政部局、他省庁の地方機関、地元自治体やバイオマス利活用推進団体と連携しつつ、間伐材や除伐木等を含めた森林バイオマス資源の利活用の推進と、活用方法の検討を行う。

#### ウ スギ花粉発生源対策の推進

国民の有病率が極めて高いスギ花粉症については、民有林行政との連携の下、花粉発生源に特定されたスギ人工林の樹種転換を行うなど効果的な対策の推進に努める。

# 第3次国有林野施業実施計画書

本計画は、国有林野管理経営規程（平成11年農林水産省訓令第2号）に基づいて、「国有林の地域別の森林計画」（森林法第7条の2の規定に基づいて作成するもの）及び「地域管理経営計画」（国有林野の管理経営に関する法律第6条第1項の規定に基づいて作成するもの）に即して定めるものである。

## 目 次

<b>1 国有林野の区画の名称及び区域並びに3機能類型及びタイプ別の区域</b> . . . . .	1
<b>2 施業群及び生産群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、 上限伐採面積又は標準伐採量、伐採箇所ごとの伐採方法 及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量</b> . . . . .	1
(1) 伐採造林計画簿 . . . . .	1
(2) 水源かん養タイプにおける施業群別の名称及び面積等 . . . . .	1
(3) 水源かん養タイプにおける施業群別の上限伐採面積 . . . . .	2
(4) 生産群別の名称及び面積等 . . . . .	2
(5) 標準伐採量 . . . . .	2
(6) 伐採総量 . . . . .	3
(7) 更新総量 . . . . .	4
(8) 保育総量 . . . . .	4
<b>3 林道の整備に関する事項</b> . . . . .	5
<b>4 治山に関する事項</b> . . . . .	6
<b>5 保護林及び緑の回廊の名称及び区域</b> . . . . .	7
(1) 保護林 . . . . .	7
(2) 緑の回廊 . . . . .	7
<b>6 レクリエーションの森の名称及び区域</b> . . . . .	8
<b>7 その他必要な事項</b> . . . . .	11
(1) 施業指標林、試験地等 . . . . .	11
(2) フィールドの提供及び文化財保全への貢献 . . . . .	12
(3) 国土保全タイプの区分別面積 . . . . .	12
(4) 文化財等の現況 . . . . .	12
(5) その他 . . . . .	13

## 1 国有林野の区画の名称及び区域並びに3機能類型及びタイプ別の区域

国有林野の区画の名称及び区域並びに地域管理経営計画の1の(1)及び(2)に定める3機能類型の具体的な配置については、別添1「国有林野施業実施計画図」による。

## 2 施業群及び生産群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積又は標準伐採量、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量

### (1) 伐採造林計画簿

地域管理経営計画の1の(4)のイの(ア)に定める伐採総量についての具体的な箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに同計画の1の(4)のイの(イ)に定める更新総量についての具体的な箇所ごとの更新方法及び更新量は、別添2「伐採造林計画簿」に示すとおりである。

### (2) 水源かん養タイプにおける施業群別の名称及び面積等

地域管理経営計画の1の(2)のアの(イ)に基づく水源かん養タイプの森林における具体的な施業方法については、施業群に分けて定めているところであり各施業群の内訳は次のとおりである。

(単位：ha)

施業群	面積	取扱いの内容	主伐の下限林齢
天然林	798.16	現在の林分状況の維持、健全性確保、針広混交林への誘導、択伐、天然更新	設定しない ※注4
複層林	253.09	非皆伐、上木と下木で構成される複層状態の森林の造成、複層伐、新植等	120年(60年)
長伐期	5,839.78	大径針葉樹を主体として、広葉樹が混交する森林の造成、皆伐、新植	80年
分散伐区	2,377.17	異なる齢級の小面積林分をモザイク状に配置するよう造成、皆伐、新植	50年
その他	765.61	別紙「管理経営の指針」による	設定しない ※注6
合計	10,033.81		

(注) 1 面積は、林地面積。

2 下限林齢とは、主伐ができる最低林齢。

3 具体的な取扱いの内容は、別紙「管理経営の指針」による。

4 天然林施業群については、林分の健全性の維持を目的として、衰退木・枯損木を対象に択伐を行うこととなっているため下限林齢は設定しない。

5 複層林の( )は更新伐の林齢

6 その他の施業群については、試験地等設置の目的に応じた取扱いを行うため、下限林齢は設定しない。

(3) 水源かん養タイプにおける施業群別の上限伐採面積

国有林野管理経営規程第5条第2項第3号に基づいて定める水源かん養タイプの森林における主伐に係る上限伐採面積は、次のとおりである。計画期間における主伐については、施業群ごとにこの上限伐採面積を上回って計画することはできない。

(単位：ha)

施業群	上限伐採面積
複層林	21
長伐期	365
分散伐区	238

(注) 上限伐採面積は計画期間5年分の合計面積である。

(4) 生産群別の名称及び面積等

地域管理経営計画の1の(2)のウに基づく資源の循環利用林における具体的な施業方法については、生産群に分けて定めているところであり、各生産群の内訳は次のとおりである。

(単位：ha)

生産群	面積	生産目標等	伐期齢
スギ・ヒノキ人工林中径材	270.92	スギ・ヒノキ一般建築材 20～28cm	スギ 40年 ヒノキ 50年
ヒノキ人工林優良柱材	67.30	ヒノキ無節柱材	分収育林・分収造林 計画による
スギ・ヒノキ人工林優良大径材	5.93	スギ・ヒノキ造作材 スギ46cm、ヒノキ38cm	100年 明治百年記念造林地
広葉樹人工林	2.54	クヤキ内装家具突板材	分収造林契約による
アカマツ中大径材	2.94	アカマツ・クロマツ建築材等 30cm	アカマツ・クロマツ 80年
その他	83.50	保護樹帯等であり記載省略	
合計	433.13		

(注) 1 面積は、林地面積。

2 生産目標等欄の数値は、生産目標とする胸高直径である。

3 分収林については契約に基づき施業、伐採を行う。

(5) 標準伐採量

国有林野管理経営規程第5条第2項第4号に基づいて定める「資源の循環利用林」における標準伐採量については、本計画区の「資源の循環利用林」の生産群別面積が僅少であるため定めないが、伐採量、伐採方法の決定に当たっては、林分内容、周辺の状況等を考慮し、将来の木材生産の保続に支障を及ぼさないよう配慮した。

## (6) 伐採総量

地域管理経営計画の1の(4)のイの(ア)伐採総量の内訳は、次のとおりである。

また、本表は伐採造林計画簿で定める箇所ごとの伐採量を取りまとめたものである。

(単位 材積：m<sup>3</sup>、面積：ha)

区 分	林 地					林地 以外	合 計		
	主 伐	間 伐	小 計	臨時伐採量	計				
水 土 保 全 林	国土保全タイプ	—	(66.62) 6,388	6,388	9,500	342,132	—	342,132	
	水源 かん 養 タイプ	天 然 林	—	—					—
		複 層 林	—	10,188					10,188
		長 伐 期	—	203,145					203,145
		分散伐区	13,375	83,708					97,083
		そ の 他	—	813					813
		小 計	13,375	(2,953.63) 297,854					311,229
計	13,375	(3,020.25) 304,242	317,617						
森 林 と 人 と の 共 生 林	自然維持タイプ <sup>o</sup>	—	(4.07) 255	255	500	17,965	—	17,965	
	森林空間利用タイプ	—	(158.76) 14,760	14,760					
	計		(162.83) 15,015	15,015					
資 源 の 循 環 利 用 林	スギ・ヒノキ 人工林中径材	13,840	1,115	1,475	500	17,965	—	17,965	
	ヒノキ 人工林優良柱材	—	1,853	1,853					
	スギ・ヒノキ 人工林優良大径材	—	657	657					
	計	13,840	(39.27) 3,625	17,465					
合 計	27,215	(3,222.35) 322,882	350,097	10,000	360,097	—	360,097		
年 平 均	5,443	(644.47) 64,576	70,019	2,000	72,019	—	72,019		

(注) 1 ( ) は間伐面積である。

2 臨時伐採量については、表中以外の施業群、生産群等の数量も含む。

(7) 更新総量

地域管理経営計画の1の(4)のイの(イ)更新総量の内訳は、次のとおりである。

また、本表は伐採造林計画簿で定める更新箇所ごとの更新量を取りまとめたものである。

(単位：ha)

区 分		人工造林			天然更新			合 計
		単層林造成	複層林造成	計	天然下種第2類	ぼう芽	計	
水 土 保 全 林	国土保全タイプ <sup>°</sup>	—	—	—	—	—	—	—
	水源かん養タイプ <sup>°</sup>	88.66	3.61	92.27	—	—	—	92.27
	計	88.66	3.61	92.27	—	—	—	92.27
森 林 の と 共 生 と 林	自然維持タイプ <sup>°</sup>	—	—	—	—	—	—	—
	森林空間利用タイプ <sup>°</sup>	0.14	—	0.14	—	—	—	0.14
	計	—	—	—	—	—	—	—
資源の循環利用林		40.45	—	40.45	—	—	—	40.45
合 計		129.25	3.61	132.86	—	—	—	132.86

(8) 保育総量

地域管理経営計画の1の(4)のイの(ウ)保育総量の内訳は、次のとおりである。

(単位：ha)

区 分		保 育		
		下 刈	除 伐	枝 打
水 土 保 全 林	国土保全タイプ	4.02	10.48	—
	水源かん養タイプ	632.97	375.83	—
	計	636.99	386.31	—
森 林 と 人 と の 共 生 林	自然維持タイプ	—	—	—
	森林空間利用タイプ	10.88	—	—
	計	10.88	—	—
資源の循環利用林		121.35	—	—
合 計		769.22	386.31	—

### 3 林道の整備に関する事項

地域管理経営計画の1の(4)のイの(エ)林道開設及び改良総量の路線別の内訳は次のとおりである。

(単位：m)

基幹 管理別	開設 改良別	路線名	箇所 (林班)	延長	機能類型 タイプ別	備考
管理	開設	中音水林道	音水 (111)	800	水土保全林 (水源かん養タイプ)	
		阿舎利(広路山)林道	マンガ谷 (80)	1,800	水土保全林 (水源かん養タイプ)	
		赤西林道	赤西 (115)	800	水土保全林 (水源かん養タイプ)	
		大外地林道	三室 (16)	400	水土保全林 (水源かん養タイプ)	
		阿舎利林道 瀬戸谷支線	阿舎利 (72)	800	水土保全林 (水源かん養タイプ)	
計		5路線 (5箇所)		4,600		
基幹	改良	赤西林道	赤西 (116)	20	水土保全林 (水源かん養タイプ)	
		梯林道	民有地 (河原山)	14	水土保全林 (水源かん養タイプ)	併用協定 締結箇所
		中音水林道	音水 (111)	100	水土保全林 (水源かん養タイプ)	
		大身谷林道	民有地 (大身谷)	30	水土保全林 (水源かん養タイプ)	併用協定 締結箇所
		銅山林道	阿舎利 (53)	8	水土保全林 (水源かん養タイプ)	
		赤西林道 砥石谷支線	赤西 (123)	15	水土保全林 (水源かん養タイプ)	
		カンカケ三室林道	民有地 (三室)	8	水土保全林 (水源かん養タイプ)	併用協定 締結箇所
		音水林道	音水 (104)	100	森林と人との共生林 (自然維持タイプ)	
		音水林道	音水 (104)	400	森林と人との共生林 (自然維持タイプ)	
		阿舎利(広路山)林道	民有地 (阿舎利)	400	水土保全林 (水源かん養タイプ)	併用協定 締結箇所
		赤西林道	赤西 (118、125)	20	水土保全林 (水源かん養タイプ)	
		坂ノ谷林道	坂ノ谷 (92、95)	20	水土保全林 (水源かん養タイプ)	
		縦木沼谷林道	阿舎利 (64)	10	水土保全林 (水源かん養タイプ)	
		蓮花岩山林道	阿舎利 (68)	600	水土保全林 (水源かん養タイプ)	
		縦木沼谷林道 志倉支線	阿舎利 (55)	15	水土保全林 (水源かん養タイプ)	
		縦木沼谷林道	民有地 (阿舎利)	30	水土保全林 (水源かん養タイプ)	併用協定 締結箇所
		赤西林道	赤西 (120)	400	水土保全林 (水源かん養タイプ)	
計		13路線 (17箇所)		2,190		

#### 4 治山に関する事項

地域管理経営計画の1の(5)その他必要な事項については、次のとおりである。

(単位 保全施設:箇所数 保安林の整備:ha)

位置(林班名)	区分	工種	計画量	備考
鍋ヶ谷2 三室16 阿舎利50、51、54、69、70、72 マンガ谷79、80、82 坂ノ谷98 音水100、107 赤西127、132 鶏籠山574 黒山583 地獄谷584	保全施設	溪間工	28	
三室17 阿舎利49、54、69 音水106 赤西118		山腹工	12	
計			40	
三室17 河原山34 深山22 大身谷47 阿舎利49、64、75 マンガ谷80 音水107 鶏籠山574 滝谷581	保安林の整備	本数調整伐	45.31	
計			45.31	

## 5 保護林及び緑の回廊の名称及び区域

### (1) 保護林

地域管理経営計画の2の(3)のアに定める保護林の箇所別の内訳は次のとおりである。

(単位：ha)

種類	名称	新既設別	面積 (ha)	位置 (林小班)	特徴等
林木遺伝資源保存林	音水 谷 林木遺伝資源 保存林	既設	48.48	音水 105に	中国地方におけるスギ、ヒノキ、トチノキ等の林木遺伝資源の保存。
	〃	〃	9.70	音水 103ほ	モミ、ブナ、ミズナラ、ミズメ等の林木遺伝資源の保存。
植物群落保護林	音水 溪谷 イヌブナ 植物群落 保護林	既設	209.35	音水 103い1、 い2 104い～は 109ろ、ほ	イヌブナ、ミズナラ等中国地方における暖帯林と温帯林をつなぐ中間地帯にみられるブナ林の保護。
	氷ノ山・三の丸 ブナ植物群落 保護林	〃	159.37 [384.75]	坂の谷 89ほ～と イ、ロ 90は～ほ 91に 94ほ	裏日本地帯における西限付近のブナ・オオバクロモジ群落の天然林の保護。

(注) 氷ノ山・三の丸ブナ植物群落保護林の[ ]は円山川計画区の面積を含めた面積である。

### (2) 緑の回廊

地域管理経営計画の2の(3)ウに定める緑の回廊の箇所別の内訳は次のとおりである。

名称	新・既	延長 (km)	面積 (ha)	位置 (林小班)	特徴等
東中国山地 緑の回廊	H19.3 設定	22 [42]	1,522	坂ノ谷 89い～に2、90い、ろ 91い1～は、ほ～り 92全、93全、 94い～に、へ 95全～98全 駒前 99へ 音水 100い、101へ、 102ほ、へ、105は 赤西 115全、121全、122全、 123は 三室 12全、13全、14へ、と 天児家 6は1、7ち、8い、ほ、 へ、9い～は、ほ	中国山地の東部に位置し三室山から氷ノ山、扇ノ山へと連なり、日本海へ至る山岳地帯である。日本海側地帯における西限付近のブナ林やスギ天然林などの貴重な植物群落がみられることから保護林を設けて保護・保全を図ってきた地域であり、これらを連結したものである。 接続する民有林では、野生鳥獣（イヌワシ、ツキノワグマ）との共生を目指した森づくりが進められている。

(注) [ ]の数値は回廊全体の延長を表す。

## 6 レクリエーションの森の名称及び区域

地域管理経営計画の4の(1)に定めるレクリエーションの森の箇所別の内訳は、次のとおりである。

(単位：ha)

種 類	名 称	新既 設別	面 積 (ha)	位 置 (林小班)	選 定 理 由	備 考
自然観察 教育林	鶏籠山 自然観察 教育林	既設	106.24	鶏籠山 574へ、た1～3 ね～ら1	たつの市のシンボ ル的な山で散策等憩い の場、森林景観の眺 望、観察に利用され ている。	育成単層 林施業
				鶏籠山 574ほ、と、よ、 う		育成複層 林施業
				鶏籠山 574に、ち～か、 れ～つ2、む、 の～ま		天然生林 施業
				鶏籠山 574イ～ニ、 へ～チ		林地以外
赤 西 自然観察 教育林	"	"	31.56	赤西 119ろ、126に、 127ぬ	渓谷美の観賞、人工 林、天然林の探勝に 最適で、森林植生の 観察を主体とする森 林である。	育成複層 林施業
				赤西 119は、に		天然生林 施業
坂ノ谷 自然観察 教育林	"	"	249.38	坂ノ谷 90ろ、 91い1～は、ほ、 へ、り 92い2、は、 へ～ち、ぬ、 か1～か3 93に1、に2、へ	氷ノ山の登山口に当 たり、人工林、天然 林の探勝に最適で、 森林植生の観察やハ イキングに利用され ている。	育成単層 林施業
				坂ノ谷 92い1、い3		育成複層 林施業
				坂ノ谷 90い、 91と1～ち 92ろ、り 93い、と		天然生林 施業
森 林 スポー ツ林	札 楽 山 森 林 スポー ツ林	"	223.25	札楽山 575い、に、へ、 と2、と3、 ぬ、る、 よ～そ 576は、へ1、 へ2、 ち～り4、か	フィールドアスレチ ック、サイクリング ロード等の森林スポ ーツ施設の設置が期 待される。	育成複層 林施業

種 類	名 称	新既 設別	面 積 (ha)	位 置 (林小班)	選 定 理 由	備 考
森 林 ス <sup>ポ</sup> ーツ林	札 楽 山 森 林 ス <sup>ポ</sup> ーツ林	既設		札楽山 575ろ1～は、 ち1～り、わ、 か 576ろ、に、ほ、 ぬ1～ぬ2		天然生林 施業
				札楽山 576イ、ロ		林地以外
野 外 ス <sup>ポ</sup> ーツ 地 域	滝谷・大成 山野外ス <sup>ポ</sup> ーツ地域	〃	598.68	大成山 577い～に、へ、 ち～ぬ 578ろ、は 579ろ 580は～へ 滝谷 581は1～に、 へ～り、る 582い、は～ほ2、 と1、と2	山陽自然歩道があ り、魚釣り、ピクニ ック等に利用されて いる。 ヒューマン・グリー ン・プランの予定 地。	育成複層 林施業
				大成山 577ほ、と、る 578い 579い、は1～に 580い、ろ、と 滝谷 581い、ろ、ほ、 ぬ 582ろ、ち		天然生林 施業
				大成山 577イ 滝谷 581イ～ハ		林地以外
風 景 林	増 位 山 風 景 林	〃	50.58	増位山 543い、ほ～ち、 る～か	姫路市の近郊にあっ て、知名度が高く、 古くから親しまれて いる。 ハイキング、散策等 の利用が多い。	育成複層 林施業
				増位山 543ろ～に、 り～ぬ4		天然生林 施業
				増位山 543ハ		林地以外
	広 峰 山 風 景 林	〃	51.42	向山 544い、ろ 広峰山 544は、ほ～と 梨ヶ谷 544ち	増位山風景林に隣接 し、一体となって利 用されている。	育成複層 林施業

種 類	名 称	新既 設別	面 積 (ha)	位 置 (林小班)	選 定 理 由	備 考
風 景 林	広 峰 山 風 景 林	既設		広峰山 544に1、に2、 り1、り2 表坂 544ぬ、る		天然生林 施業
風 景 林	坂 ノ 谷 風 景 林	〃	35.13	坂ノ谷 92ほ、わ ----- 92に、る、 93ろ	自然観察教育林と一 体利用を図るもの で、春の新緑、秋の 紅葉等多くの人に利 用されている。	育成複層 林施業 ----- 天然生林 施業
風 致 探 勝 林	不 動 滝 風致探勝林	〃	54.44	赤西 128ぬ、る ----- 赤西 128に 133ろ1、ろ2、 に1、に2	日本の滝100選に選 定されている不動滝 を中心に、遊歩道、 サイクリングロード 等が整備され、不動 滝、天然広葉樹林の 自然探勝に利用され ている。	育成複層 林施業 ----- 天然生林 施業
そ の 他	台 山 園 地	〃	6.68	台山 574ホ1	たつの市の公園とし て整備され、多くの 市民に親しまれてい る。	林地以外

## 7 その他必要な事項

### (1) 施業指標林、試験地等

種類	名称	設定年	面積(ha)	位置(林小班)	備考
試験地	収獲試験地	昭和11	2.25	滝谷136ち	森林総研試験地
施業指標林	間伐推進指標林	昭和60	1.49	マンガ谷80の	
	複層林施業指標林	昭和63	7.75	坂ノ谷98ほ	
次代検定林	一般	昭和53	2.61	轆轤師山45ら	スギ・ヒノキ
		昭和60	0.63	阿舎利62り	スギ
		昭和58	0.64	蛇豆谷87に1	〃
遺伝子保存林	現地保存林	昭和56	12.18	坂ノ谷89へ、91に、92に	採種源から変更 ブナ・ミズナラ・クリ
	後継林分	昭和44	5.00	河原山31に	ヒノキ
		昭和50	2.00	沼谷 85へ3 赤西 125わ	スギ
母樹林 (林業種苗法に 基づくもの)	特別母樹林	昭和47	48.28	音水105に	スギ
		昭和47	7.64	赤西121に、ち	〃
展示林	明治百年 記念造林地	昭和43	16.51	河原山30ろ 坂ノ谷89は 郷ノ谷569と	
森林施業 モデル林	水土保全林施業モデル林	平成12	7.75	坂ノ谷98ほ	育成複層林施業
	森林と人との共生林モデル林	平成13	48.28	音水105に	
	資源の循環利用林モデル林	平成13	5.93	郷ノ谷569と	

(注) 面積は林地面積。

(2) フィールドの提供及び文化財保全への貢献

地域のニーズに対応した森林・林業に関する技術の開発・普及や国民による国有林野の積極的な整備・利用を推進するため、国有林野をフィールドとして積極的に提供する。

このため、国民各層のニーズの把握に努めるとともに、国有林の制度や管理運営の方針等について、積極的なPRを推進する。

また、国宝・重要文化財等の維持・修繕のための資材の確保・供給に取り組む。

対象地(林小班)	種 類	備 考
鶏籠山574に～へ、 か～ら1、く	鶏籠山ふれあいの森	52.17ha
甲山540い、 増位山543い、 西通山568へ、 坂ノ谷92い1、 鶏籠山574と、う	檜皮採取対象林	平成13年12月27日(社)全国社寺等屋根 工事技術保存会と協定締結 29.15ha
マンガ谷79ね 阿舎利76に、53と 大身谷47へ 轆轤師山45ま	文化財継承林	樹種：ケヤキ 5.07ha

(3) 国土保全タイプの区分別面積

地域管理経営計画の1の(2)の(ア)に基づいた国土保全タイプの目的別面積は次のとおりである。

(単位：ha)

区 分	土砂流出 崩壊防備	生活環境 保 全	その他の 国土保全林	合 計
面 積	771.88	164.17	126.80	1,062.85

(注) 具体的な取扱いの内容は、別紙「管理経営の指針」による。

(4) 文化財等の現況

兵庫県は国指定特別天然記念物「オオサンショウウオ」が主に『生息する地域』とされている。

## (5) その他

ア レクリエーションの森以外の森林空間利用タイプの施業方法

(単位：ha)

位 置 (林 小 班)	面積 (ha)	備 考
阿舎利69ろ、70ろ 浦山538ろ1～に、へ、と、り 城山539ち2、む 甲山540い 書写山550ろ1、551ろ、552い1、い2、は、553い～は、 554い、ち、り、556ろ、は 別所谷560は、ほ、ち、た 向山567に2、へ 郷ノ谷569い2、へ、り、る1～わ3 大谷山572い、は、に 王子越585ろ 伝城山587は～ほ 北山589ち 開谷566と	324.52	育成複層林施業
蛇豆谷87ほ 道蓮寺山532と、り 小和谷537ろ 中山537と、へ 浦山538い、ほ1、ほ2、ち 大谷山538ぬ～わ 城山539わ、か 方連山542い～ほ 書写山550に、ち、554は、に、へ3、555い、556に、へ 別所谷560い、ろ、に、へ、と、り、か、よ、れ 開谷566い～ほ、ち 栗岡567い 向山は、に1、ほ 郷ノ谷569い1、ろ、に1、ほ、ち、か 丁山570は、ほ～ち 大谷山572ろ、ほ、へ 野田山西583い 黒山583ろ～に、へ、と 王子越585い、は 伝城山585に1～へ、586い～ほ、587い、ろ、へ 寺山589に 北山589ほ～と2、り～る	768.69	天然生林施業

位置 (林 小 班)	面積 (ha)	備 考
大谷山538イ 甲山540イ 方連山542イ 増位山543イ、ロ 表坂544イ 別所谷560イ 丁山570イ1～イ3 道蓮寺山572イ 伝城山586イ、ロ 北山589イ1～イ5	3.53	林地以外

注：その他森林空間利用タイプに設定しているふれあいの森、施業指標林、試験地等を除く。

#### イ オフロード規制区域

(ア) 自然公園法第17条第3項第10号に基づき車馬の使用等を制限する区域。

《坂ノ谷国有林》

林班	小班	面積 (ha)	林班	小班	面積 (ha)	林班	小班	面積 (ha)
89	ほ	37.87	90	は	11.84	94	ほ	16.25
	へ	2.89		に	0.71		計	16.25
	と	59.04		ほ	24.58			
	イ	0.01		計	37.13			
	ロ	0.01	91	に	6.17	合計		159.37 [445.19]
	計	99.82		計	6.17			

(注) [ ]は円山川計画区のを含めた面積である。

(イ) 規制する車種

オフロード車(4WD)、オフロードバイク(モトクロス)及びスノーモービル。